

FAXの場合は、以下を、020-4622-8117にお送りください。

区市町村名: 東京都板橋区 候補者のお名前: うすた 征太郎

候補者の皆様には、以下の公開質問に、お答えいただきたくお願い申し上げます。

質問1 東京都は区市町村別に直下地震の被害想定を公表しています。この東京直下地震が発生した場合、貴区市町村での被害及び対応はどうかと考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 大きな被害が出て、行政機関等では対応が困難だと思う
2. 大きな被害は出るが、行政機関等で対応できると思う
3. それほど大きな被害は出ないと思う。
4. その他 (住民協力を促す体制を整備し、被害を最小限にとどめる)

質問2 「耐震補強」について

耐震補強を推進するため、耐震診断や耐震補強工事への助成をしている自治体もありますが、その数はまだ多くありません。私たちは、できるだけ多くの自治体が助成制度を採用されることを希望します。

また、助成制度はあっても、あまり活用されていない現状もあります。その大きな理由は、建築基準法が求める耐震強度(耐震診断の評点1.0以上)を確保する場合には、かなりの耐震補強工事費が必要になるからです。そこで、建築基準法が求める耐震強度に達しなくても、たとえ家が壊れたとしても、生存空間が確保できる「簡易耐震補強」でも良いのではないかとこの考え方があり、墨田区をはじめいくつかの自治体で助成制度も実現しています。

また、低所得者については、一部助成では耐震補強が進まないことから、周囲への影響を考慮し全額公費でも耐震補強をすべきだとの考えもあります。

問2-1 「建築基準法に適合する耐震補強」への助成の必要性について、あなたはどのように考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 全額自己資金で工事を行うべきで、公費で助成すべきではない。
2. 上限を設けたうえで、一部助成(例えば工事費の50%)を実施すべき。
3. その他 ( )

問2-2 「簡易耐震補強」への助成の必要性について、あなたはどのように考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 全額自己資金で工事を行うべきで、公費で助成すべきではない。
2. 上限を設けたうえで、一部助成(例えば工事費の50%)を実施すべき。
3. その他 ( )

問2-3 「低所得者には全額公費助成をすべきだ」との意見について、あなたはどのように考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 全額公費助成はすべきではない。
2. 「建築基準法に適合する耐震補強」について、一定の限度額を設けたうえで全額公費助成をすべき。
3. 「簡易耐震補強」について、一定の限度額を設けたうえで全額公費助成をすべき。
4. 全額公費助成ではなく、一部を助成し、残りを貸付けで対応すべき。
5. その他 ( )

問2-4 あなたは、「耐震補強」を区民や市民に普及啓発するため、どのように取り組みますか。次の中から一つお選びください。

1. 助成制度を、広報紙等で普及啓発していく。
2. 広報紙等に加え、耐震補強に関する相談会などを全域で実施し、普及啓発を進める。
3. 広報紙等に加え、耐震補強に関する相談会などを全域で実施するとともに、昭和56年以前に築造された建物の持ち主全員に耐震診断、耐震補強工事を促すお知らせを出して普及啓発を進める。
4. その他 ( )

質問3 「耐震補強推進協議会の設置」について

地域住民が安心して耐震補強工事を進めるには、慣用できる技術で、慣用できる工務店が工事を行うことが重要です。そのためには、各区や市ごとに、地域で仕事をしている優秀な建築士や高い技術を持った工務店などを組織化し、地域ぐるみで耐震補強を推進するための「耐震補強推進協議会」を、行政との協働で設置し、相談から費用に合わせた工事までを一貫して行う取り組みが考えられます。

このことについて、あなたはどのように考えますか。

1. 行政が関与してそのような協議会を設立する必要はないと思う。
2. 必要はあると思うが、現実的には、協議会の設立は困難だと思う。
3. 耐震補強推進協議会を設置したい。
4. その他 ( )

質問4 賃貸住宅などの「耐震性の表示」について

多くの若者や高齢者は、家賃などが安い耐震性に欠ける古い住宅や木造アパートに住んでいます。阪神・淡路大震災では、こうした建物が倒壊して高齢者や学生が多数亡くなりました。これは、賃貸住宅や中古の建物の広告に「耐震性の表示」がないことが大きく影響していると考えます。

あなたは、行政の施策として、賃貸住宅や中古の建物について、賃貸契約時や購入契約時に「耐震性の公表」を義務づけることについて、どのように考えますか。次の中から一つ選んで

ください。

1. 「築年」は公表されるので、それで判断すればいいから、現状で十分。
2. 昭和56年以前に建てられた建物について、「耐震性」が問題となるが、低所得者の住宅確保などに大きな影響を与えるので、耐震性の公表は困難と考える。
3. 条例などによって、昭和56年以前に建てられた建物に限り「耐震性の公表」を行う制度を設ける。
4. 条例などによって、すべての建物について、「築年」、「耐震補強の有無」の公表を義務づける。
5. その他 ( )

質問5. その他、震災対策に関するお考えについて

(800字程度以内でお書きください。別紙でも結構です)

ご協力、ありがとうございました。

### (震災対策についての考え)

災害を未然に防止し被害を最小限に食い止めることは、区政の大きな仕事です。以下震災対策についての考えの要旨を述べます。

#### 1、まちづくり

まちづくりそのものを、開発優先から、防災を重視した住民参加型に転換することが重要と考えます。当区が比較的都心部に近いことから最近マンション建設が活発におこなわれています。それも区中心部の商業地域、幹線道路沿いに多く建設され、かなり過密に中高層マンションが建設されていることは防災上も問題です。高度規制をかけるとともに、震災をはじめとする災害にたいしてどのような影響があるかを事前にチェックする防災アセスを導入することが必要です。

#### 2、学校など公共施設の耐震対策

東京都が地震防災対策としてすすめている5ヵ年計画の内容について、地域の実情にあっているかどうか点検するとともに、とくに避難所として計画されている学校の体育館などは、国の財政支援も含めて、耐震化を急ぐことが求められています。

#### 3、マンションなどの集合住宅対策

板橋区は都営・区営住宅、UR住宅など公的住宅が多く、耐震診断、改修などの対策は供給主体の責任でおこなうべきです。また分譲マンションについては、居住者の合意形成を得ることに困難性があり、公共が援助し、公的な財政負担も含めてその耐震診断、改修をすすめることが重要です。また耐震ドアの普及や高齢者にたいして地元の大工さんへの家具固定の依頼にも助成をおこなうなどきめ細かい支援をおこないます。

#### 4、防災公園の整備

公園は火災による延焼を防止するうえで、その整備が求められます。当区では国公有地の民間への払い下げがおこなわれ、そこに高層マンションが建設される事例が発生しています。国・東京都による安易な国公有地の民間への払い下げを再検討し、防災公園などへの活用をめざします。